

平成26年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額9,767,326千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		4,599,066	△148,538	4,450,528
	1 一般会計繰入金	4,599,066	△148,538	4,450,528
5 繰越金		1	148,538	148,539
	1 繰越金	1	148,538	148,539
歳入合計		9,767,326	0	9,767,326

平成26年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650,768千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,977,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,375,070	△70,372	3,304,698
	1 負担金	3,375,070	△70,372	3,304,698
3 国庫支出金		896,000	△151,000	745,000
	1 国庫補助金	896,000	△151,000	745,000
5 繰入金		11,693,728	△105,121	11,588,607
	1 一般会計繰入金	11,693,728	△105,121	11,588,607
6 繰越金		1	1,048,961	1,048,962
	1 繰越金	1	1,048,961	1,048,962
8 県債		360,800	△71,700	289,100
	1 県債	360,800	△71,700	289,100
歳入合計		16,326,403	650,768	16,977,171

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		16,326,403	650,768	16,977,171
	1 管 理 費	10,015,599	934,568	10,950,167
	2 建 設 費	1,585,600	△283,800	1,301,800
歳 出 合 計		16,326,403	650,768	16,977,171

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			96,000
	2 建設費		96,000
		流域下水道整備費	96,000
合	計		96,000

第 3 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥仮設乾燥施設の運転及び撤去業務委託	平成 26 年度 から 平成 29 年度 まで	10,540,000
下水汚泥仮設焼却施設の運転及び撤去業務委託	平成 26 年度 から 平成 28 年度 まで	4,780,000

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備費	346,300	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	274,600	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	360,800				289,100			



平成26年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,701,114千円	△4,112千円	2,697,002千円
第1項 営業費用	2,506,902千円	△4,112千円	2,502,790千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額781,437千円は、過年度分損益勘定留保資金505,925千円及び当年度分損益勘定留保資金275,512千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,671,678千円	△80,000千円	1,591,678千円
第1項 企業債	1,550,900千円	△80,000千円	1,470,900千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,453,216千円	△80,101千円	2,373,115千円

第1項 建設改良費

1,708,518千円

△80,101千円

1,628,417千円

(継続費の補正)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

款	項	補	正	前	年 度	年 割 額	
		事	業	総			
		業	名	額			
1	資本的支出	1	建設改良費	藤原川水管橋耐震補強工事費	574,000千円	平成26年度	80,000千円
						平成27年度	494,000千円

款	項	補	正	後	年 度	年 割 額	
		事	業	総			
		業	名	額			
1	資本的支出	1	建設改良費	藤原川水管橋耐震補強工事費	574,000千円	平成26年度	0千円
						平成27年度	80,000千円
						平成28年度	494,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	300,338千円	△4,518千円	295,820千円

平成26年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成26年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 工業用水道事業収益	2,764,919千円	0千円	△4千円	2,764,915千円
第3項 特 別 利 益	46,766千円	0千円	△4千円	46,762千円
支 出				
第1款 工業用水道事業費用	2,701,114千円	△4,112千円	2,511千円	2,699,513千円
第1項 営 業 費 用	2,506,902千円	△4,112千円	2,511千円	2,505,301千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額781,521千円は、過年度分損益勘定留保資金505,925千円及び当年度分損益勘定留保資金275,596千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 資本的支出	2,453,216千円	△80,101千円	84千円	2,373,199千円
第1項 建設改良費	1,708,518千円	△80,101千円	84千円	1,628,501千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	300,338千円	△4,518千円	2,595千円	298,415千円

平成26年度福島県地域開発事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	6,234,847千円	632千円	6,235,479千円
第1項 営業費用	897,117千円	632千円	897,749千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	87,040千円	2,172千円	89,212千円

平成26年度福島県地域開発事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成26年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 地域開発事業費用	6,234,847千円	632千円	683千円	6,236,162千円
第1項 営業費用	897,117千円	632千円	683千円	898,432千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	87,040千円	2,172千円	772千円	89,984千円

平成26年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 病院事業費用	8,574,966千円	△139,893千円	8,435,073千円
第1項 医 業 費 用	6,286,540千円	△128,262千円	6,158,278千円
第3項 特 別 損 失	1,970,551千円	△11,631千円	1,958,920千円

（資本的収入の補正）

第3条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	977,300千円	0千円	977,300千円
第1項 企 業 債	206,400千円	△12,700千円	193,700千円
第3項 補 助 金	92,405千円	12,646千円	105,051千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	5,103千円	54千円	5,157千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
矢吹病院除染事業	平成26年度から 平成27年度まで	964千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

		補	正	前		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
資産購入費	171,700千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	
		2	借入資金 政府資金その他			
		補	正	後		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	



資 産 購 入 費	159,000千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行	年10%以内	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	債券の発行価格は、知事が定める。 政府資金その他	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	3,955,424千円	△137,852千円	3,817,572千円

平成26年度福島県立病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度福島県立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 病院事業費用	8,574,966千円	△139,893千円	28,610千円	8,463,683千円
第1項 医業費用	6,286,540千円	△128,262千円	28,610千円	6,186,888千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	3,955,424千円	△137,852千円	28,610千円	3,846,182千円